

千葉市火災予防条例の一部改正（案）に対する意見の概要と市の考え方

番号	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
No. 1	施設全館を禁煙とする。	<p>今回の改正は、個室型店舗から火災が発生した際における利用者の人命安全を確保するための改正であり、喫煙等に関しては条例第23条に規定しています。</p> <p>なお、喫煙等については、個室型店舗において火災予防上の観点から防火管理を適切に実施していただくことが必要と考えます。</p>	なし
No. 2	個室ドアをスライド式／引き戸を推奨するようにする。	<p>今回の改正は、個室型店舗の個室に外開き戸が設けられ、避難通路に面するものにあつては、当該避難通路における避難障害を防止するため、当該外開き戸は開放した場合において自動的に閉鎖するものとする改正であり、その趣旨をご理解いただきたいと思います。</p>	なし
No. 3	<p>外開きの自動閉鎖扉は、①180度外開きの場合は、その位置で固定する、②通路へのはみ出し15cm以下とする、③固定位置から外れた場合は、6秒以内に戻るようにする。</p>	<p>今回の改正は、個室型店舗の個室に外開き戸が設けられ、避難通路に面するものにあつては、当該避難通路における避難障害を防止するため、当該外開き戸は開放した場合において自動的に閉鎖するものとする改正であり、その趣旨をご理解いただきたいと思います。</p>	なし

番号	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
No. 4	<p>分煙にする場合、出口側避難経路側を塞ぐ配置にしない様にする。</p>	<p>今回の改正は、個室型店舗から火災が発生した際における利用者の人命安全を確保するための改正であり、喫煙等に関しては条例第23条に規定しています。</p> <p>なお、喫煙等については、個室型店舗において火災予防上の観点から防火管理を適切に実施していただくことが必要と考えます。</p>	なし
No. 5	<p>分煙にする場合、禁煙席と喫煙席との間に防火・防煙扉を配備させる。</p>	<p>今回の改正は、個室型店舗から火災が発生した際における利用者の人命安全を確保するための改正であり、喫煙等に関しては条例第23条に規定しています。</p> <p>なお、喫煙等については、個室型店舗において火災予防上の観点から防火管理を適切に実施していただくことが必要と考えます。</p>	なし
No. 6	<p>遊興の用に供する個室として含まない、個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務室、物品庫、厨房等を規制の対象に含める。また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても同様に規制の対象とする。</p>	<p>個室型店舗の利用客が直接利用しない事務室、物品庫等や客が利用するトイレ、シャワー室等についても、遊興の用に供する個室には含まれていません。</p> <p>したがって、個室型店舗において火災予防上の観点から防火管理を適切に実施していただくことが必要と考えます。</p>	なし

※ ご意見のほか、以下のご質問がありましたので、回答を掲載いたします。

番号	ご質問の概要	ご質問に対する回答
No. 1	火災報知器の設置は義務付けか？	自動火災報知設備の設置はすでに義務付けとなっています。